

厚労省から

産業医制度に関する安衛則が6月に改正へ

厚労省は2月22日、労働政策審議会安全衛生分科会において、産業医制度に関する安衛則改正について諮問を行った。諮問内容は、昨年12月に公表された「産業医制度の在り方に関する検討会 報告書」を踏まえた次の3点で、施行日は6月1日を予定している。

①産業医の定期巡視の頻度の見直し

少なくとも月1回以上と定められていた産業医による作業場巡視が、事業者から産業医に毎月1回所定の情報(衛生管理者による作業場等巡視の結果など)が提供され、事業者の同意がある場合には、巡視の頻度を2カ月に1回とするのを可能とする。

②健診結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供

事業者は、各種健診の有所見者について、医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師から求められたときは、これを提供しなければならない。

③長時間労働者に関する情報の産業医への提供

1週間当たりの労働時間が40時間を超え、その越えた時間が1カ月当たり100時間以上となった労働者がいる場合、事業者は、その労働者の氏名およびその越えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

なお、同検討会の報告書を踏まえたものとして、他にも、10月より産業医研修の研修内容に「治療と職業生活の両立支援」が加わることや、平成29年度中に「遠隔による労働衛生活動のあり方」についての検討会が立ち上がることなども決まっている。

厚労省から

労働災害による死傷者数が増加

厚労省は2月14日、平成28年における労働災害発生状況(1～12月末)の速報値(2月7日現在)を公表した。全産業における死傷者数は前年同期比より1,009人増の112,087人(0.9%増)、死亡者数は前年同期比35人減の

874人(3.9%減)であった。

死傷者数については、製造業や建設業で減少傾向にあるが、第三次産業では前年同期比より3.3%(1,614人)増加しており、全体の約46%(51,070人)を占めた。なお、第三次産業の死傷者

部下がメンタルヘルス不調?



の32%(16,351人)が転倒による被災で、転倒災害の増加が深刻化している。

これらの数字はまだ確定値ではないが、死亡者数については過去最少だった前年(平成27年)の909人を下回っていることから、2年連続で過去最少を更新する可能性が高い。